

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

第2期板野町まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

徳島県板野郡板野町

3 地域再生計画の区域

徳島県板野郡板野町の全域

4 地域再生計画の目標

本町の人口は2000年の14,637人をピークに人口減少に転じ、2020年には13,042人と、この20年間で10.9パーセントの減少となっている。

この間の年齢3区分別の比率については、年少人口（0～14歳）は14.1%から10.7%へと3.4ポイント減少、また、生産年齢人口（15～64歳）については、65.3%から55.6%へと9.7ポイント減少している一方で、老年人口（65歳以上）については20.7%から33.6%へと12.9ポイント増加しており、本町でも少子高齢化が進んでいることがわかる。

自然動態をみると、出生数は2010年の104人をピークに減少し、2023年には85人となっている。その一方で、死亡数は2023年には230人と増加の一途をたどっており、出生者数から死亡者数を差し引いた自然増減は▲145人（自然減）となっている。

社会動態をみると、2010年には、転入者（461人）が転出者（443人）を上回る社会増（18人）であった。しかし、本町の基幹産業である農業の衰退に伴い、雇用・就労の機会が減少したことで、町外への転出者が増加し、2021年には▲33人の社会減となっている。このように、人口の減少は出生者の減少（自然減）や、転出者の増加（社会減）等が原因と考えられる。

本町の「人口ビジョン」における独自推計によれば、このまま人口減少の傾向が続いたとすると、2040年には、9,500人、2060年には5,700人程度までに減少する

ことが危惧されている。人口減少は社会保障制度の維持や持続的な地域経営維持の面から大きな問題となり、“人口減少の抑制”が課題となっている。

このような状況を踏まえ、「振興計画」やその他「関連計画」との整合性を図りつつ、特に“人口減少の抑制”という観点から、次の事項を本計画期間における基本目標として掲げ、戦略的な施策を講じていく。

<基本目標>

基本目標1 安定した雇用の場づくり

基幹産業である農業の就業環境の充実とともに、産業間連携や本町の立地条件を活かした新たな雇用の場を創出することで、雇用力の強化を図る。

基本目標2 新しい人の流れづくり

観光・交流による人の流れを促進し、U I J ターンによる新たな定住の流れをつくりだす。

基本目標3 妊娠・出産・子育ての環境づくり

子育て日本一を目指し、妊娠・出産・子育てに関する包括的な支援体制を充実する。

基本目標4 魅力的で暮らしやすい地域づくり

デジタルの力を有効に活用し、板野町ならではの魅力あふれる地域づくりを実現するとともに、住民が支え合い、安心・安全に住み続けることができる環境を整備する。

【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2029年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	町内の事業所数	261社	280社	基本目標1
イ	転入者数(5年間)	1,948人	2,050人	基本目標2
ウ	合計特殊出生率	1.57	1.60	基本目標3

エ	今後も住みたいと思 う住民の割合	78.9%	85.0%	基本目標 4
---	---------------------	-------	-------	--------

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

第2期板野町まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 安定した雇用の場づくり事業

イ 新しい人の流れづくり事業

ウ 妊娠・出産・子育ての環境づくり事業

エ 魅力的で暮らしやすい地域づくり事業

② 事業の内容

ア 安定した雇用の場づくり事業

本町の基幹産業である農業においては、高齢化による担い手不足が深刻となっており、農業従事者減少に伴い、遊休農地も年々増加している状況である。

今後は、農業法人の促進やブランド化の推進等を通し、農業のさらなる振興を図るとともに、研修会の開催や新規就農者の育成に向けた取り組みを強化することで、担い手の確保に努める。

地域のブランド化推進にあたっては、“春にんじん”や“れんこん”といった町の特産品を活用し、農家と企業等が連携して新しい商品の開発・販売を行う六次産業化を効果的に推進する。

若い世代の転入促進に向けて大変重要である働く場については、農業の振興による雇用力の強化と合わせて、サテライトオフィス等の誘致のさらなる展開や、本町の立地条件を活かした流通業の立地誘導等を促進

することで、新たな雇用の創出を図る。

【主な事業】

- ・農業法人（個人事業等）の促進による若者の人材育成
- ・新たな六次産業化の素材研究と販路開拓への取り組み
- ・サテライトオフィス等の誘致
- ・交通条件を活かした流通業の立地誘導 等

イ 新しい人の流れづくり事業

本町における少子高齢化は着実に進行しており、総人口は減少傾向で推移している状況である。長期的な人口減少を少しでも抑制するためには、引き続き、町民が“住み続けたい”と思えるまちづくりを推進するとともに、特に若い世代を対象とした受入環境やU I Jターン促進に向けた支援の充実を図る必要がある。

また、近年では移住・定住政策とは別のアプローチとして、特定の地域と多様なつながりを持つ交流人口・関係人口の創出が、地域の課題解決や地域づくりの担い手として注目されており、本町ならではの特色である町内に3箇所ある霊場へのへんろ道のほか、「あすたむらんど徳島」等の観光施設、「あさんウォーキングフェスタ」等のイベントを有効に活用するとともに、積極的な情報発信に努め、ネーミングライツやふるさと納税等の制度を活用するなど、様々な形で本町とつながりを持つ人を創出する。

【主な事業】

- ・「あすたむらんど徳島」訪問客の町中への誘導事業
- ・あさんウォーキングフェスタの充実・継続
- ・板野町のイメージ形成とPRの強化（SNSを含む） 等

ウ 妊娠・出産・子育ての環境づくり事業

人口減少を抑制し、将来にわたり活力のあるまちを維持するために、

少子化対策は本町における喫緊の課題であり、妊娠・出産・子育てに関する切れ目のない支援を推進することで“子育てするなら板野”といった環境づくりに努める必要がある。

本町ではこれまで、妊娠・出産や小・中学校入学の節目における祝金制度や、町立の幼稚園・保育園における「授業料、保育料」及び「給食費、主食費並びに副食費」の無償化に加え、令和6年4月からは、「子どもはぐくみ医療助成事業」の対象を高校生まで拡大し医療費の無料化に取り組む等、子育て世帯の経済的負担の軽減に向けた様々な支援を推進してきた。

また、全国的な児童相談所における児童虐待相談対応件数や、不登校児童・生徒の増加等の傾向を踏まえ、令和4年4月には「子ども家庭総合支援センター」を設置し、関係機関と連携した相談体制等の充実を図っている。

今後は、これまで推進してきた各種取り組みのさらなる充実を図るとともに、教育環境については、デジタル技術を活用した教育DXを推進することで、時代の変化に対応した教育の質の向上を図る。

【主な事業】

- ・町立幼稚園及び町立保育園の給食費・副食費完全無償化・学校給食費の半額補助
- ・町立幼稚園授業料及び町立保育園保育料の完全無償化
- ・18歳の年度末までの医療費無料化
- ・子ども家庭総合支援拠点の充実
- ・ICT教育の推進 等

エ 魅力的で暮らしやすい地域づくり事業

少子高齢化及び人口減少の進行に伴い、地域の活力の低下が懸念されるなか、様々な分野においてデジタルの力を有効に活用し、地域の個性・魅力を活かした地域づくりを推進することが重要である。

本町では、令和3年に開設された道の駅「いたの」が、地域の交流の

場や六次産業を発展させる場として重要な拠点となっており、今後も本町特有の資源として町の産業振興に寄与するとともに、水素ステーションを活用した環境にやさしいまちづくりの推進や、災害時における防災拠点として地域の安心を支える役割を担うことが期待される。

また、将来にわたり持続可能なまちづくりを推進するうえで、住民による地域活動の推進による地域コミュニティの維持・強化や安心安全なまちづくりに向けた取り組みは欠かせないものであり、近年の全国的な災害の頻発化・激甚化の状況を踏まえ、防災DXの推進を含めた防災体制の向上に迅速に取り組むことが重要である。

さらに、「誰一人取り残されない、人にやさしいデジタル化」の実現を目指し、行政サービスについて、デジタル技術を活用した住民の利便性向上に努める必要がある。

【主な事業】

- ・地元産直品を活かした特産物直売所・レストランの活用
- ・発災時支援活動拠点と避難所機能の活用
- ・防災DXの推進
- ・窓口DXの推進 等

※なお、詳細は板野町第三期総合戦略のとおり

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

500,000千円（2025年度～2029年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度9月頃に産官学金労言等で構成される板野町総合戦略評価委員会において外部有識者による効果検証を行い、速やかに町のホームページで公表する。

⑥ 事業実施期間

2025年4月1日から2030年3月31日まで

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

2025年4月1日から2030年3月31日まで